

第2回 生活・環境・流通TF／競争政策・金融TF 議事概要

1 日時：平成19年10月4日（木） 15:45～17:00

2 会場：永田町合同庁舎 共用第2会議室

3 議題：事業者ヒアリング

（排出権取引について）

4 出席者

- ・ 規制改革会議：本田主査、小田原委員、木場委員、中条委員
- ・ 三菱商事：イノベーション事業グループ 新エネルギー・環境事業本部
排出権事業ユニット 次長 中村剛氏、課長代理 尾形英昭氏

5 議事概要

○事務局 それでは、生活環境タスクフォースと金融タスクフォースの合同開催ということで始めさせていただきます。

本日は「排出権取引」につきまして、三菱商事様から中村様と尾形様のお2人にお越しいただいております。お手元の資料に沿いまして、最初に30分程度お話をいただきまして、残り時間、5時まで意見交換ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速ですけれども、よろしくお願ひします。

○中村次長 では、30分ぐらいで。

中村次長より、配布資料に基づき以下ポイントについて30分ほど説明。

1. 地球温暖化のメカニズム

- 1) 化石燃料の使用の増大に伴う、二酸化炭素の増加が地球温暖化の原因
- 2) 温室効果ガス6ガスの説明
- 3) 大気中のCO2循環のバランスが崩れて、大気中のCO2濃度の増加に繋がっている。
- 4) 世界中のどの地点でもCO2濃度の増加傾向は認められている。地球上どこでもCO2削減事業を行っても、地球環境全体に対するCO2削減につながる。（京都メカニズムの基本理念）

2. 京都メカニズムについて

- 1) 京都議定書で定められる加盟国ごとの削減目標と現状についての説明
- 2) 京都メカニズムといわれる「クリーン開発メカニズム」「共同実施」「排出権取引」についての説明
- 3) CDMの削減証書獲得の流れについての説明（都度国連指定の認証機関による認証手続きと関係各国及び国連の承認取得手続きについて）
- 4) 国連案件登録状況についての説明（国別、数量別シェアについて）

3. 三菱商事の排出権への取組について

- 1) 京都議定書署名当初からの取組状況について（関係団体への人の派遣、ファンド等への出

資)

- 2) 京都議定書発効以降の取組状況について（排出権獲得を目的とした温室効果ガス削減事業への取組）
- 3) プロジェクト実績について（国連登録済案件 5件、日本政府承認済案件 20件）

○事務局 ありがとうございます。

○本田主査 どうもありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

○中条委員 一番お尋ねしたいことは、この排出権取引のビジネスをやっておられて、ここをこういうふうに変えてもらえるとすごくやりやすいんだとか、こういうことは非常にネックになってとてもやりにくいんだとか、そういうことがあったら是非教えていただきたいと思うんですけども。

○中村次長 排出権証書というものの位置づけについて国際間でも、その会計の取り扱いをどうするのかという議論が完全に詰まり切っているわけではないのですが、日本政府の方から自己償却の場合と転売する場合の会計指針は出されていて、それに基づいて取引の会計処理をする事としております。

実際、先ほど申し上げました通り、京都議定書に基づく排出削減事業は開始されているものの証書が出てくるのは国連が運営する排出権の発行システムが稼動する今年の後半ですので、実際に今は、ドイツのボンの国連の口座に排出証書の電子データが残っているんですが、それを日本に持ってくるのができない。日本のみならず、各国につながっていないので、実際にその排出権証書を受け渡すという行為が物理的にできない状況なので、今年の後半より実際にお金のやり取りとかが出てきて、では、これはどういうふう処理したらいいのだろうかとか、そういう具体的な悩みやこうしていただきたいとかいう要望が出てくるとは思います。現状はバーチャルな取引で、お金も物も動いておりません。

○本田主査 具体的に私どもが見て、課題ではないかと思うことがいくつかあるんですけども、それに対して、三菱商事さんでは課題とっていらっしゃるかどうかということをお伺いしたいと思います。まず、CDMの場合には、発電所なり何なりプロジェクト概要が決まったところで、実際問題取引はされるのですけれども、実際そういうふうにプロジェクトがエグゼキュートされるかどうか分からないですよね。ですので、基本的に先物取引になりますよね。その先物が現物になるところの会計処理というものがスムーズに行くとお考えか、これが第1番目の質問。

第2番目の質問が、日本における消費税の取り扱いというものが課題だと思っていられませんか。

第3番目の質問として、基本的に排出権というものはコモディティー的な取り扱いですよね。従って、金融機関というのは、それを信託化した場合にしか取り扱えないので、商社としてはその部分で非常にプラスな部分があると思うのですけれども、逆に言えば、またちょっとコモ

ディティとも違うような取り扱いになっているのに関して、非常にそこがあいまいだという点に関して、何か変だと思っていらっしゃらないか。まず、ちょっとその3つの御意見を賜りたいんです。

その件に関しては、なぜこのような質問をさせていただきますかという、私の理解では、今、いわゆる国連がやっているCDMというのは、ヨーロッパの排出権に比べて7掛けから8掛けぐらいで今プライシングされていますよね。その部分のディスカウントが、多分プロジェクトのエグゼキューションリスクを入れているのだと思うのですけれども、これが、実際の取扱の上でどういうメカニズムでそうなっているかというのがよくわからないので。

○中村次長 いわゆるEUで取引されていますものは、EUの域内の排出権取引制度と言われて、EU ETSと呼ばれているものです。これは京都議定書と別ではなくて、EU域内でCO₂を大量に排出している発生固定源と言われている発電所であり、製鉄所であり、セメント工場といった排出量の大きい工場別のアローアンスのやり取りなので、基本的には現物のやり取りという事になります。又御指摘の通り、CDMで出てくる排出権であるCER、サーティファイド・エミッション・リダクションというのは、事業実施前に販売する場合には削減して初めて排出権となる先物となりますので、会計の取り扱いについては先に述べた会計指針をベースにして、各社がある程度咀嚼した上で、公認会計士事務所(CPA)に確認して、こういう処理でよろしいですねという確認を取って弊社の場合はやっていますけれども、基本的には単価契約で、実際に削減されたら現物になるというような処理をしようとしています。

○本田主査 だとすると、基本的にその差額が、先物から現物に移行した時点でプライシングに齟齬があった場合には、そこで評価損を取るみたいな処理を行うということでしょうか。

○尾形課長代理 そうです。まさにそういうことが起きるのではないかとということで危惧して、本当に、今この瞬間にそういったやり取りを、こういうケースはどうだろうかというやり取りをしているような状況です。だから、これがまた実際動いてくると、こんなに差が出てしまうのか、では、これはどうしようということがそのときに出るのかもしれないですけれども、おっしゃるとおり、現段階では絵にかいた餅をどう評価するかみたいな形になってきますので。

○中条委員 そのリスクは、三菱商事さんが手がけておられるプロジェクトだとすると、商事さんがお取りになるんですか。

○中村次長 プロジェクトリスクは取る案件もないわけではありませんけれども、ほとんどがもうプロジェクトリスクは取らずに、出てこなかった場合でも受渡しの保証を行わず、削減証書の単価を決めるということとしています。

○本田主査 先物部分から現物で2～3割のディスカウントがあるということは、排出者が一部そのディスカウントを取られるわけですね。最初に出されるときに。それで、仲介業者として、もし三菱商事さんが動かれるのであれば、そのリスクはお取りにならなくて、最終的に持っている鉄鋼メーカーとか電力会社がお取りになっているんだけれども、インベントリーとして商事さんが抱えられる場合には、そのリスクもお取りになっているということですよ。

○中条委員 それは各社の方針で考えられるわけですね。どういう手段を取るかというのは。

○中村次長　そうです。だから、排出権証書の価格というものは、先物については現時点ではほとんどが相対なものでマーケットない状況で先ほどの需給バランスにもありましたけれども、ロシアが大量の排出権を放出して排出権はもう要りませんと需要家より言われたら価値がゼロになるということもありますので、基本的にはそういうプロジェクトリスク、先物リスクというのは取らないでやるというのが慣行になっていると了解しています。

○本田主査　話は戻って、評価損の出し方ですけども、私どもが指針を読んでも、そこら辺がよくわからないのです。これに関しては、取りあえずCPAと相談して検討すればよい、という感じなのでしょうか。

○尾形課長代理　現状、想定でしか今話ができないのです。

○中村次長　私ども営業なので気軽に言っているのですが、やはり会計部門とか税務部門は、どうしたらいいんだというので相当すったもんだ検討は、CPAと打合を行っているみたいです。

○尾形課長代理　現段階ですと、先ほどのPDDプロジェクトの設計書でこれぐらい出るだろう、削減されるだろうという数字とそれぞれの単価を掛けて、これは行けるというのを見込んでやる、それしかないですからね。その部分は確かに、今後実務の点で、多分これからいろいろ、ああ、こんな細かいところも出てきたというのが出てくる可能性はありますけれども。

○中村次長　それに関連して、次になるのですが、消費税とか印紙税とか、そういう売買契約というものに印紙税が要るのかどうかについて所管の税務署、麹町とか、地方の税務署との間で、場合によって解釈が異なるとかそういうことも結構あるんです。

○尾形課長代理　今申し上げたのは排出権売買に関する契約書一つを取っても、日本の某電力会社とそういった契約を取り交わす場合に、普通のありきたりの契約書であれば、明らかにこれは印紙が幾らですと言われて見解が統一されているんですけども、ある税務署では、これは要らないです、ある税務署は、これは幾ら取ってくださいというような、やはり役所にしても初めてのケースというのなかなか統一見解がないでしょうから、そういったところも今後統一ルールという形でしていただけるとそういった混乱もないのかなと。

○中村次長　ちなみに消費税に関しては、基本的には全部バイヤーというか、例えば電力会社の方に請求差し上げてはいます。

○尾形課長代理　どちらかというところ、やはり契約当事者間での契約書の中にどういった文言を落とし込むかというところの議論にはなるんですけども、今の会計制度とかと照らし合わせてどうかというところまでは、正直及んでいないですね。

○本田主査　今お聞きしていて、印紙税はかなり問題ですけども、消費税は、巷で言われているほど問題ではないという感じなのでしょうか。

○尾形課長代理　我々実務としてはね。

○中村次長　我々は請求を差し上げる方なので、購入される方は消費税を負担されるわけなので、その処理をどうするのだというのはもちろんあると思います。そこは明確な、どういう処理をせよといった指針がなく私どもにも不明なところはあります。過去に余り例がない取引なもので、そういうものがはっきり明文化されていないのではないかという気はします。

○本田主査 基本的に、持っていたのだけれども、結局使わなかったんだけど、売らなくて終わってしまったという場合もありますよね。

○中村次長 可能性としてはあるかもしれません。

○本田主査 実務的に、そういう場合に、では消費税は戻るか戻らないのかとか、こういう話でみんなが心配しているとかというようなレベルではないのですか。

○尾形課長代理 まだ実際の排出権の受け渡しが行われていないので、きちんと出てくるだろう、それを買うだろうという、みんなその段階での議論となっています。だからそういうことを話しても、お客さんとの間でも、そこまでのことは余りないですよ。

○中村次長 それは日本に限らず、そういった証書を海外から、我々プロジェクトを実施して持ってくるときに、やはり排出権なんて、その国の国税とか政府が日本以上に知らないわけですね。これに何の税金の対象になるのか、その都度、外国の政府にも、きちんと税務局みたいなところに行って、これは大丈夫ですねとか、内閣府なのか大統領府なのかに行って、VATはかかりませんかという法律を出していただくとかですね。かかるのはかかるで結構だけれども、対象ですという法律を出してもらおうとか、やはり世界中で、日本のみならず、あまりこの排出権というものにどういうふうに課税していくのかとか、どうとらえるのかというのは、まだ固まっていない、共通認識というのがない状況です。

○尾形課長代理 ただ、ちょっと田舎の国の方が逆に、もうある日突然こういうルールを決めてしまって、消費税がつく、つかないとか、そういうものも決まったりということもありますし、かえって日本の方が面倒くさいのかなという気はしているんです。

○本田主査 先ほどの3つ目の質問だったのですが、非常に抽象的になって恐縮なんですけど、金融商品でもなければコモディティでもないこの排出権というものに関して、このように非常にあいまいもことしていることから生じる何か問題というのはないのでしょうか。ごめんなさい、あまりいい質問でなくて恐縮なのですが。

○中村次長 これが実際どうなのかというのは、本当にその物が動いて、お金が動いて、会計年度が来て、これはこうみなしますと国税の方から御指摘があり問題になるのではないかというイメージはあるんですけども、そもそも我々から、これは私個人の考えではあるんですけど、これは削減証書であって金融商品ではないのではないかという思いはあります。削減したという証明書であり、もちろん価値というものがついてるから金融商品という範疇にももちろん入るのですが。

株を取得するのはキャピタルゲインとか配当を期待して買うわけですね。金もそうかもしれない。だけど、排出権自体は、権利で価値はついているのかもしれないけれども。

○中条委員 先物のオプションデマンドの金融オプションだと思えば同じような話ですね。

○中村次長 もちろん金融商品ではあるのですが、ネーチャーとしては、余りそういう、いわゆる金融商品とはちょっと。

○中条委員 それはのれんの売買みたいな話ですよ。

○中村次長 もちろん金融的に言えば金融商品に間違いはないと思いますが。

○本田主査 日本政府の現在の取り扱いは、金融商品ではないが銀行も金融機関も扱えるということになっているので、多分、ここで余り解釈論議をするというよりも、そういうやや位置づけかあいまいな中で、商事さんとして何かお困りになっていらっしゃるような話があれば伺いたいなと思います。

○中村次長 今のところは逆に、ルールがないので規制もないという理解でやっているのですが、1つちょっと誤解ふうというのはおかしいんですが、今かなりカーボンオフセットというものをやろうとしているんですけども、これの取り扱いをどうするか明確にいただけると非常にありがたいなと思っています。

○本田主査 カーボンオフセットの取り扱いを、その点具体的にもうちょっと教えてください。

○中村次長 具体的には、例えば今日のニュースにも出ていましたけれども、流通企業がプラスチックバッグを有料化すると。有料化してお金をいただいた中から原価を引いた残額で排出権を買って、それを日本政府に寄附しますということになっていますね。そういうときに、そういう寄附目的で取得される排出権というものを、これは金融商品だから、金商法の対象商品の一つなのだからこんな税金が余計にかかりますよとか、例えばそういうことはないですよとか、そういうような、これは今年度の予算申請のときの要請として、寄附の場合の税法をこうしてくださいというようなものが環境省から出たような記憶はあるんですけども。

○本田主査 寄附する場合にどういう処理になるのかというものは明確にと。

○中条委員 それは、三菱商事さんとしてはそこに興味がおありになるのですか。単に今、そういうことがあるのではないかとおっしゃっていただいたのか、それとも三菱商事さんのビジネスとして。

○中村次長 我々も企業ですから、正当な利益を獲得できるビジネスをもちろんやるのですけれども、我々としても、そういう寄附的なプログラムもどんどんやろうとしていまして、その中で、やればやるほどひどい目に遭うような、寄附を阻害するようなシステムにだけはしないでくださいと。

○本田主査 お客様のCSRないし環境への貢献のサポートも含めて、排出権の寄附に関する会計ないしは税務処理というのが分からないと。

○中村次長 今のところ何もないですね。それ自体に、具体的には排出権を日本国政府の口座に移転させていただくのですけれども、先ほど申し上げました電子的なデータ、送信記録みたいなものは残るんですが、きちんと日本政府に渡したのかという証明書が出るとか、わからないですけども、逆に、それはもう一々出していると面倒くさいから、こういう証明書をつけたらそれに代えますよという明確な指針をいただければ、そういうことをやられる方も、安心して寄附して、税務申告するときにもこのエビデンス、これが各地方の税務署で、これはだめですよとか、こんなではいけません、これは認められませんなんてなったら本末転倒なので、そういうようなものも、ちょっと印紙税の話とも関係してくるんですが、それはやはりこういうプログラムをやったときにはこういう処理で、こういう税務処理になりますよみたいなものも明確にいただけるとですね。そういうバリエーションもありますし、単に売買取引に伴う指針というものを税

務的にも会計的にも明確にさせていただけると、よりそういう動きが進むのではないかとはいえません。

今は模索中で、都度、税務署にお聞きに行ったりとか、法務部が確認に行ったりとか、CPAに確認に行くというような場合もありますが、皆さんお忙しいので、大体、関係者を呼んで、明確に御説明していただくとやりやすいのではないかとはいえます。今はまだ物の出入りが始まっていませんし、そんな不便はないのですけれども、盛んになり始めるとね。

○本田主査 もうそろそろ始まりますね。

○中村次長 2008年度から京都議定書の第1約束期間は始まりますし、排出権受渡システムの稼働、国際間のシステムの開通も年末には始まりますので、それ以前にそういうものが出てくると、いろいろやりやすいのではないかと考えています。

○小田原委員 最終的に寄附するという形になるわけですが、その前は売買ということがあるわけですので、そのときに税金がかかるということについては、これはやむを得ないとお考えなんですか。あるいは、これは金融商品ではないから税はかけないようにした方がいいということの明確化の方がいいのか、どうなのでしょう。

○中村次長 それも、我々は今バーチャルにやっていますけれども、どうなのでしょうね。今そこでこうしてほしいとかああしてほしいということは、特に考えてはおりません。

○中条委員 どっちかといえば、税金がない方が、ビジネスとしてやるときにはやりやすいでしょうね。

○中村次長 やりやすいですね。

○小田原委員 結局、目的はCO₂を削減することだからということまでゼロにすると。

○中村次長 あるいは、日本政府の削減への寄与に貢献するものに、また追い打ちをかけてお金を取られるというのは変だなという気がします。

○中条委員 こういうプロジェクト自体はそれぞれ、例えば三菱商事さんとかいろいろな会社が発掘してきて、こんなのをCDMやっておいた方がいいよとか、あるいは向こうの排出権を買った方がいいよ、そういう形で営業されるわけですか。

○尾形課長代理 そうですね。それこそ中国の山奥の工場に行ったり、最近だと水力の案件も増えてきていますし、そうすると、飛行場から車で8時間とかの山奥の方へ行って現場へ行ってみたいとか。あと、先ほど言った6つのガス、それでも、やはり倍率が高ければ高いほど排出権量としては多いので、例えば今我々がやっています中国のフロンの案件なんていうのは、やはり訪問して、こういう提案をして。これはお客様にもメリットがあるんですね。もちろん環境のメリットということだけでなく、今まで本業があって、プラスアルファでそういった公害対策の設備をつけることによって排出権という収入が得られる。また、特に中国の場合は、それをもって国にお金がみかじめ料のような形で落ちるようになっていきますので、国策としてどんどん推進していこうという部分もあるので、我々の説明に対して非常に熱心に聞き入れてくださって、環境にもいいよね、お金にもなるよねということで一緒に取り組んでいくのですけれども、その中で、先ほどもちょっと説明がありました手続論のところ、国連への申請手続とか、そういったドキ

ユメンテーションワークが非常に多いものですから、そういった中で我々がある程度リードして、そこはもう全部やりますという形で提案することによって、お客様の方からも評価をいただいて、では三菱でやろうかというような話になるという形ですね。だから、単に我々として排出権をただ買う、買って売るということだけではなくて、出るところからの御協力という形でさせていただいている部分は付加価値かと思います。

○中条委員 その場合に、例えばロシアのホットエアをカウントするののかしないのかとか、あるいは一応削減目標は決まっているけれども、こんなのどうしたって無理じゃないのと。夏休みの子どもの宿題みたいに、そのうちやる、やると言って、だんだんずるっこずるずるでやはり日本は先延ばしという話になったりすると、これは当然のことながら排出権の市場価格が変わってきますよね。そういう部分について、結局、三菱商事さんの努力と関係ないところでいろいろなものが決まってくる部分というのがありますよね。

○中村次長 それは何のビジネスをやっている、一企業でコントロールできることとできないことがありますので、我々はそういうリスクを負わないように、先ほどのプロジェクトリスクを負わないと同様に、契約での取り決めはもちろんしていますので、それによってホットエアが出てきたからどうだということにはならないです。その後ビジネスがなくなるということはあるとは思いますが、それによって損害が出てくるというよりは、ビジネス機会がなくなるというだけの話だと思います。

○中条委員 そうすると、何らかの政策の変化によるリスクというのは、一応それは当事者に負っていただくという形で、きちんとそこは説明しておいて、あとは考えてくださいということなのですね。それでも取引をしたいという需要があるということなのですね。

○尾形課長代理 そうですね、やはりお客様にとっては、この排出権のプラスアルファの収入というのは非常に大きいととらえられていますね。

○中村次長 あとは、やはり地球温暖化による現象というのが相当目に見えるようになってきて、もちろん個人レベル、家庭レベルでもやらなければいけないし、企業レベルでも、個人、法人、みんな人類ですから、地球がなくなったらおしまいだという意識は、日本のみならず、ヨーロッパはもっと強いですが、アメリカでも最近高まっていますし、中国においても、やはり減らさないと、結局みんな沈没してしまったら話にならないねという意識はすごく高まっているとは思いますが。

○中条委員 ちょっと興味で聞くのですが、商社が一種の物流、流通の役目だけから、どっちかというメーカー的なプロジェクトを自分でつくっていくというふうにだんだんシフトしていらっしゃるように私は思っているのですが、そういう中で、排出権についても、コーディネーションについてお金を稼ぐというそこだけではなくて、自分で買って先物取引をされる、そこまでは考えていらっしゃるのですか。

○中村次長 商社によってはそういう、ヨーロッパの取引所に登録されてやりますと、やれるかどうかは知りませんが、登録しましたみたいな方がおられますけれども、弊社は今のところはそこまでは、そこまで行くと金融デリバティブぽくなってしまいますので。

○尾形課長代理　そういう意味で言うと、各社ちょっと色分けというか、排出権というビジネスをとっていても、とらえ方というのですか、取り組み方が変わってきているのかなと。

○中村次長　それをやりませんと否定するあれはないのですけれども、やる場合は、弊社の場合もプロジェクトを発掘する部ではなくて、それこそ商品取引をやっている部局が、金融商品の一つとしてやることはあると思います。

○本田主査　多分、そこまでしてイベントリーを持たれるようになると、さっきの会計の話とかが多分もうちょっと難しくなる場所ですかね。

○中村次長　デリバティブとかいうのもそうですし。

○木場委員　個別の企業について伺いたいと思います。例えば旭化成などはN₂Oを出されるので、すごく係数が稼げて、310倍というところで90年度比半減に成功したと聞いています。そういうところはよしとして、そうではない、課題のある企業を、皆さんが見つけたときは、どういうふうにアプローチして、どういう分野に今積極的に接していらっしゃるのか教えてください。

○本田主査　逆に排出権のニーズというのは、個社の名前でもなくとも結構なのですが、業界とか、こういうところに実際問題顕在するというのがあれば、教えていただけるといいという感じですかね。

○中村次長　歴史的に言って、産業構造的に排出権というかCO₂を出されているところというのは、やはり発電とか製鉄産業になってしまいますので、基本的にはそういうところが中心で、あとは化石燃料をたくさん使われているところということになれば、おのずとですね。特に商社の場合は、歴史的にいろいろな会社とお付き合いしているので、それはもう情報開示も進んでいますし、各社のインターネット、ホームページを見れば、どれだけ排出されているのかは皆さん公開されていますので、小学生でもわかる話だとは思いますが、弊社の場合は、小学生ではなくて、いろいろなビジネスをそういう方々とやらせていただいておりますので、その延長で、お困りではないですか、どうでしょうかというところはあります。

○本田主査　よくある議論というのが、排出権ってキャップ・アンド・トレードとワンセットで議論されることがあって、でも、私どもの会議としては、キャップをつけるべきとか、つけるべきではないということを論じるつもりは一切なく、しかし、キャップが仮になかったとしても、排出権に対するニーズがあるのであるならば、トレードのルールはきちんとしておかないとまずいのではないというのが私どもの今の仮説なのですが、それに対して一応イエスというお答えを賜ったかなと思ったんですが。

○尾形課長代理　それは確実にイエスです。

○中村次長　最終的には、やはり電力とか製鉄製品を使っている人も考えなければいけないと思います。捕捉するのは、電力とか製鉄産業は簡単なんだろうけれども、やはり電力を使っている人が減らす努力をしないとということで、今、事務所だの、病院だの、学校だのというほかの分野の取り組みを強化しましょうということを日本政府もやられていると思います。

○本田主査　その観点で最後に一つだけ質問させていただきたいのですが、国内CDM制度について、こういうところに気をつけるべきだとか、この辺が規制としてよく考えるべきではないか

という具体的な御意見がもしあれば伺いたいんですが。

○中村次長 我々海外のCDMをやっていると、相当細かいルールまで決まっています、こういう場合は認めませんか、国連の賢い方々が何年もルールを組み上げてやられているので非常に厳しいんですけども、国内の場合、そんなことまでやり始めると非常に大変なものではないかなとは思いますが。ただし、わかりやすいのは、やはり電気とかガスの使用料が明らかに減っているとか、もう簡素化して、かつ透明性が高い削減としないと、多分そういうものは広まっていかないでしょうし。

これを細かくと、もちろん第三者認定は必要なのかもしれませんが、それももうちょっと簡素化していかないと、一番喜ぶのは認定機関の会社だけだったりする事にもなりかねない。それであれば、海外の排出権をオフセットするとか、そういう方が費用対効果は出る事になってしまいます。日本で減らすためには非常に大変なコストがかかるわけですからね。もちろん経済効果だけではないですけども、先ほども申し上げましたように、昨今の地球環境の変化というのは、みんな個人も法人も感じていますので、そのために何かできるのかと。だから、それをするために大変金もかかって、時間もかかって、何のためにやっているのかわからないねというふうにはならないような制度設計にしなければいけないのではないかなとは思いますが。その内容を議論する立場には私はないんですけども。

○本田主査 よろしいでしょうか。

○中条委員 はい。

○本田主査 よろしいですか。

○木場委員 はい。

○本田主査 小田原委員。

○小田原委員 はい。

○本田主査 どうもありがとうございました。ちょっと時間オーバーしてしまいまして申し訳ございません。大変参考になりました。また、ちょっといろいろ御協議いただく場面があるかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村次長 今後ビジネスが本格化し実際動き出すと、やはりこれが大変でしたとかということが出てくるかもしれないので、その際にはまた逆にいろいろ御相談させていただければと思いますので。どうもありがとうございました。

○本田主査 ありがとうございました。